

一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年8月1日～令和7年7月末日までの2年間

2. 内 容

目 標 社内のロールモデルと女性労働者をマッチングさせ、当該労働者が働き続けていく上での悩みや心配事について相談に乗り助言するメンターとして継続的に支援させる取組

<対 策>

- 令和5年9月～ 検討開始
- 令和6年4月～ 運用ルールの検討、メンター選定
- 令和6年6月～ 運用ルールの決定、メンター研修の実施
- 令和6年8月～ 制度導入、社員への周知